

関西電力健康保険組合並びに事業主が共同で実施する

健康診査事業の公表について

関西電力健康保険組合
理事長 坂田 道哉

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。関西電力健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業（特定健康診査、特定保健指導、39歳以下の加入者に対する健康診査、保健指導）を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）

- 尿検査
 - ・ 蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・ 尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）
- 大腸内視鏡検査（精密検査時）
- 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
- 肝機能検査
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
- 膵臓検査（アミラーゼ）
- 肝炎ウイルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
- 血糖検査（糖代謝）
 - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
- 血液検査（貧血検査）
 - ・ 白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
- 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
- 乳がん検査（視触診、マンモグラフィー、超音波、女性のみ）
- 眼圧検査
- 腫瘍マーカー検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- 関西電力健康保険組合
 - 常務理事、事務長、保健事業担当者、当該事業委託会社
- 事業主
 - 産業医、看護師、保健師、衛生所管箇所 役職者および担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
- ・ 事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

5. 健診データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

関西電力健康保険組合 大阪府大阪市北区中之島 6-2-27

理事長 坂田 道哉

管理責任者 常務理事

事業主

当該事業主の住所

当該事業主の代表者

管理責任者 当該事業主の衛生所管箇所の役職者